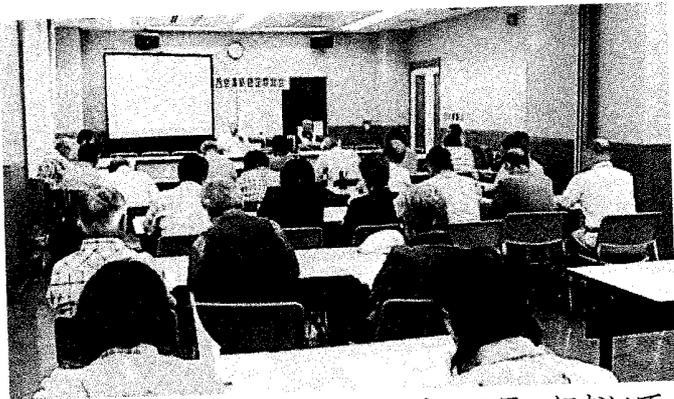


真の働くルール確立を求めて



西京革新懇は、5月21日、ウェスティにおいて、政府の「働き方改革」についての学習会を行いました。講師は、全労働省労働組合の元役員で労働基準監督官の山田正直さんにお願ひしました。

以下、山田さんの講演の要旨を紹介します。

京都の労働時間は全国3番目に高い

京都では、①少子化・人口減少が進行（合計特殊出生率は、1.26で全国ワースト2位）、②女性の活躍進まず（正規雇用の割合36%でワースト3）、③長時間労働が顕著に（週60時間以上の割合がワースト3）。企業の人手不足が進む一方で非正規雇用（男女平均で40%）が増えている。

こうした歪みを解消することが急務だ。京都労働局は、①長時間労働の抑制、②女性の活躍促進、③非正規労働者の待遇改善をめざして、問題事業所への集中的な監督指導、女性の活躍推進法にもとづく行動計画の推進などをすすめている。

国民意識に大きな変化が

電通の過労死事件があり、政府が「働き方改革」を掲げたこともあってか、今、国民意識に大きな変化が生まれている。「わずかの法違反も許さない」「長時間労働はリスクがある」との意識が広がり、

企業は、悪者にはなりたくないというピリピリしている。

ヤマトが7.6万人分の残業代約500億円を払った。バイト欠勤した女子高校生から罰金をとっていた店長に対して、セブン-イレブン・ジャパンが労基法違反に当たるとして、返金するよう指導した。これまでにない事例も出てきている。

労働時間の把握の義務化が必要

監督署の窓口には、「毎日深夜まで残業の夫が心配」「いくら残業しても30時間で打ち切り」などの相談が多く寄せられている。臨検監督や張り込みなどで証拠をつかんで是正指導を行う。

企業は、あの手この手をつかって、残業代の支払いを逃れようとする。例えば、裁量労働制を装う、タイムカードを廃止する、大半の社員を管理職にしてしまう、などのやり方だ。

これらに対して、労働基準監督官が厳しく指導しているが、限度もある。事業主による労働時間の把握・記録の義務化（法定化）が必要だ。

労働基準監督官が少なすぎる

労災認定基準は、残業時間が1ヶ月100時間、6ヶ月の平均80時間を超えれば、過労死と認定。月45時間を超えると「過労死の要因となり得る」としている。政府が法定化をめざす労働時間の上限規制

は、100時間未満となっており、「健康に影響が出る」とされている45時間を大きく超えている。



休息・生活時間（終業から次の始業までのインターバル）の確保も重要だ。EUでは連続11時間が保障されている。